

パレスチナ問題における人道的支援の継続と停戦に向けた主導的な働きかけを求める意見書

今年10月7日、イスラム組織ハマスによるイスラエルへの大規模な軍事衝突に端を発したハマスとイスラエル軍の戦闘において、多くの人々が犠牲になっています。特に、パレスチナ暫定自治区ガザ地区では、教会や学校、病院等が爆撃によって破壊され、さらに人の移動や物資の供給が大きく制限される中、電力や食糧、医薬品等の不足が深刻な状況にあります。また、大半の病院で機能が損なわれ、負傷者のみならず病人や新生児、幼い子どもまでもが尊い命を奪われています。私たち世田谷区議会は、民間人を無用に巻き込む攻撃は断じて容認できるものではなく、人命が脅かされる凄惨な状況に大変胸を痛めております。

ガザ地区での戦闘激化を受け、日本政府は、水や食料、医療物資などの支援を速やかに実行に移すとともに、外務大臣のイスラエルやパレスチナ自治区への派遣、さらに日本が議長国であるG7外相会合では、ガザで続く戦闘の人道的休止と人道回廊を求める共同声明を取りまとめるなど、人道的な支援及び、公正で永続的で安全な平和解決の道筋をつける取り組みを進めています。しかし、事態の早期沈静化は未だ見通すことができず、今後も、周辺各国との停戦に向けたさらなる協議、外交努力を尽くすことが重要です。

また、日本は、本年9月に3回目となる「日・アラブ政治対話」を実現するなど、これまでアラブ諸国と良好な関係を築いてきました。特に、3回目の対話で、日本は3つの柱を打ち出し、その中の一つに「平和への定着に向けた取り組み」をあげました。情勢が不安定な国に対する支援の継続、協力の促進、安全保障面での協力等を進めていくことを呼びかけています。こうしたことから、政府においては、人道的支援の継続、恒久的な停戦の実現に向け、国際社会の架け橋となって主導的な役割を果たしていただくことを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和5年12月7日

世田谷区議会議長 おぎの けんじ

内閣総理大臣 あて
外務大臣 あて